

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年11月9日（火）15時30分～18時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、久川係員、高木技術参与  
審査グループ 地震・津波審査部門  
江寄企画調査官  
千明主任安全審査官（テレビ会議システムによる出席）  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当10名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

➤ 原子力規制庁からのコメントへの回答

- ✓ 2号機燃料取り出し用構台（以下「構台」という。）及び遮蔽体設置工事における作業者の被ばく低減対策
- ✓ 気体放射性廃棄物により敷地境界線量に与える影響
- ✓ 燃料取扱設備の油圧配管等のトラブルに向けた対応
- ✓ 避難経路の確保及び誘導標識の設置に係る配置計画
- ✓ 燃料取扱設備の油圧機器に対する防消火対策
- ✓ 構台に係る設計方針の初回申請からの変更点
- ✓ 鋼材の材料と規格の対応
- ✓ 2号機燃料取り出し関連設備に係る1/2Ss450ガルの水平2方向と鉛直方向の地震動の組合せに対する耐震性評価（以下「1/2Ss450評価」という。）
  - ◇ 構台に係る1/2Ss450評価における評価ケースの代表性
    - 当初のSs600ガルの地震動に対する評価（以下「Ss600評価」という。）において地震動の位相反転を考慮した場合の応力度比の変動が、1/2Ss450評価とSs600評価の結果の差より小さいため、位相反転を考慮せずに評価ケースを選定することで問題ないと考えている。
  - ◇ 構台の層毎に区分した1/2Ss450評価結果
  - ◇ 遮蔽体に係る1/2Ss450評価結果
  - ◇ 福島第一原子力発電所での地震観測記録を用いた水平2方向の地震波の位相差の確認
  - ◇ 今後申請する案件の内容から本申請での構台の評価に取り込む条件

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- 構台の設置工事における2号機原子炉建屋内での有人作業について、作業内容、被ばく低減対策及び計画被ばく線量を具体的に説明すること。
- 敷地境界線量に与える影響について、構台の設置に伴い従来の排気設備から

- 換気設備に切り替えることによる変化が分かるように示すとともに、構台設置後の最大評価地点での実効線量（評価値）の合計値を示すこと。
- 緊急時に構台内の作業員へ連絡・周知する方法を具体的に説明すること。
  - 構台に係る設計方針の初回申請からの変更点について、許容応力度が低い材料への変更であっても解析結果に影響を及ぼさないことが分かるよう具体的に説明すること。
  - 構台に係る 1/2Ss450 評価における評価ケースの代表性について、Ss600 評価において地震動の位相反転を考慮した場合の応力度比の傾向が、1/2Ss450 評価に適用できるとした根拠を明確にするとともに、評価ケースの選定の考え方の妥当性を説明すること。
  - 本申請書での耐震性評価として、Ss600 評価の適用性を確認したことから Ss600 評価をそのまま記載する旨の説明があったが、新たな耐震設計方針を踏まえ、改めて 1/2Ss450 評価をベースとして申請書に記載することを検討すること。
  - 今後申請する案件の内容から本申請での構台の評価に取り込む条件について、燃料取扱設備の動作姿勢及び位置並びに構台の解析モデルに配置した遮蔽体の重量を具体的に示すこと。
  - 構台に対して耐震安全上必要な機器等の点検をする上での設計上の考慮について説明すること。
- 等を求めた。

## 6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について（第25回）
  - ✓ 添付資料1 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について 燃料取り出し用構台 補足説明資料